

児童扶養手当遺棄の認定基準について（昭和55児企発第25号厚生省児童家庭局企画課長通知）（ 1 ）

第一 基準

父又は母（以下「父等」という。）が児童を遺棄している場合とは、父等が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいうものである。

第二 解説

- 1 父等が児童を遺棄しているか否か判断するに当たって父等が児童と同居しているか否かが一つのポイントとなる。同居している場合は、遺棄に該当しない。

しかし、別居していれば直ちに遺棄に該当するものではない。すなわち、出かせぎ、入院等特定又は不特定の期間、就労、事業、療養等のため別居しているが、目的達成後帰来することが予定されている場合には遺棄に該当しない。

- 2 監護とは、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮していることをいい、同居しているか別居しているかは問わない。

同居の場合には、監護していると考えられるが、別居の場合でも、仕送り、定期的な訪問、手紙、電話等による連絡等があれば監護しているものと考えられる。

- 3 父等の居住が判明しているか否かは遺棄の判断に当たって一つのポイントとなる。

父等の居住が、警察、親類等を通じて搜索したにもかかわらず発見できず不明である場合は、他の要件を満たす限り通常遺棄に該当すると考えられる。しかし、父等の居所が判明している場合であっても遺棄に該当する場合が考えられる。すなわち、妻又は夫が子を連れて家出した場合であって、父等の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、サラ金借金、ギャンブル狂等のため、父等の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ父等に離婚の意思(将来意思を含む。)がある場合には、他の要件を満たす限り遺棄に該当すると考えられる。

これに対し、父等に監護意思がある、あるいは離婚する意思がないにもかかわらず、父等が性格の不一致、あるいは他に内縁関係ができた等の理由により子を連れて家出した場合は遺棄に該当しないと考えられる。

児童扶養手当遺棄の認定基準について（昭和55児企発第25号厚生省児童家庭局企画課長通知）（ 2 ）

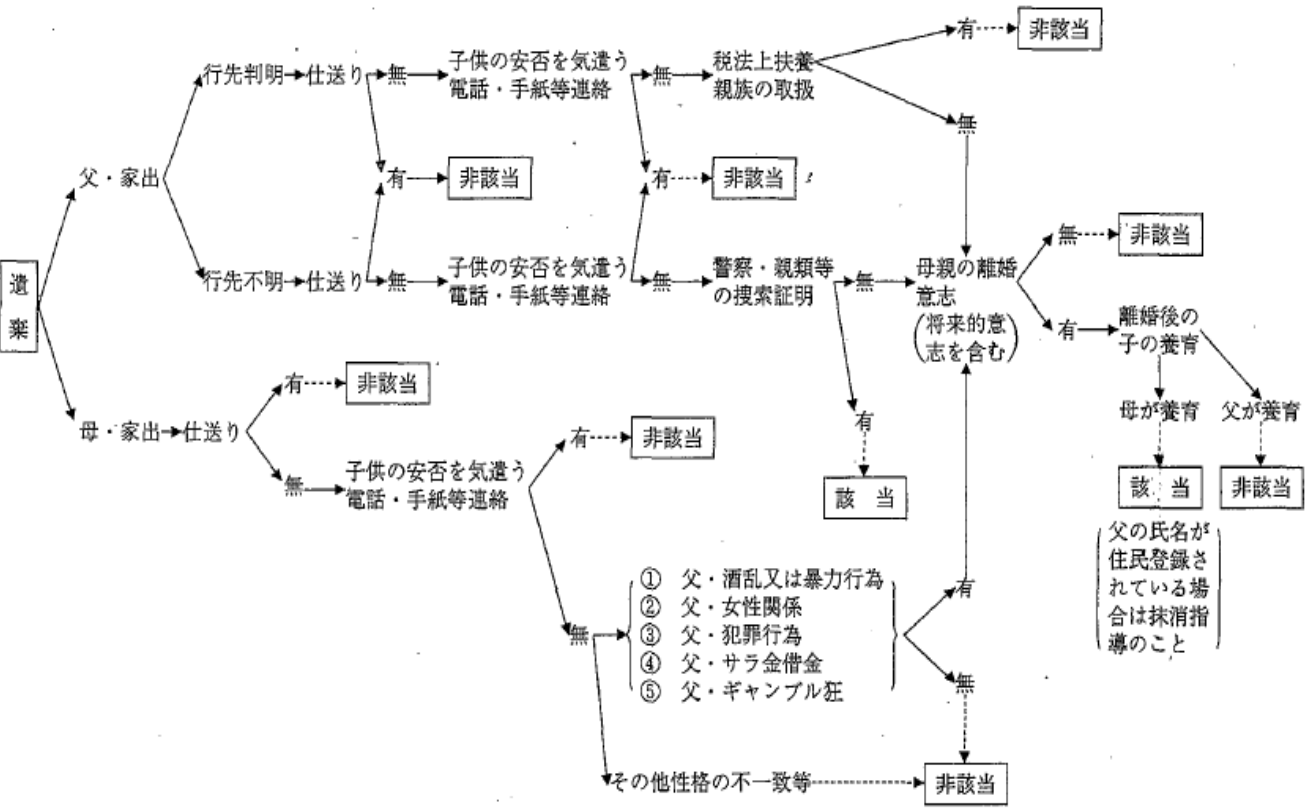
- 4 母子又は父子が税法上の扶養親族の取扱いを受けているか否かは遺棄の認定に当たって一つのポイントとなる。すなわち、父等が家出し行方が判明している場合、母子又は父子が扶養親族の取扱いを受けておれば、父等の扶養意思を推定できるので一般的には遺棄と認められない。
しかし、父等が子を連れて家出した場合で、その原因が父等の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、サラ金借金、ギャンブル狂等であつて父等の監護意思が客観的に認められない場合には、たとえ税法上扶養親族の取扱いを受けているとしても遺棄に該当すると考えられる。
なお、生活保護を受給しているか否かについても、受給中の場合には父等から遺棄されている可能性が高いと思われるので遺棄の認定に当たって一つの判断材料となり得る。
- 5 遺棄の一般的なケースを図示すると別添1のとおりとなるので、遺棄の認定に当たって参考とされたい。ただし、遺棄のケースはこれにとどまらず種々のケースがあると考えられるので、この図を単に機械的に適用するのではなく事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。

第三 事務処理

- 1 市町村の事務担当者は、遺棄を理由とする手当の請求があった場合には、別添2の遺棄調書を請求者に記入させること。なお、町村（福祉事務所を設置する町村及び特別区を除く。）の事務担当者は、これを認定請求書に添付して都道府県に提出すること。
- 2 遺棄を事由として手当を受給中の者で第一及び第二に延べた遺棄の認定基準に明らかに該当しないと認められるものについては、職権でもって受給資格の喪失処分を行うこと。

児童扶養手当遺棄の認定基準について（昭和55児企発第25号厚生省児童家庭局企画課長通知）（3）

別添1



別添2

第1号調書

項目	内容
父親又は母親と対象児童との関係	1. 実父・実母 2. 養父・養母 3. 認知した父
区分	1. 父親が家出 2. 母親が家出
別居の時期	平成・令和 年 月 日から
父親又は母親の行方の状況	1. 不明 2. 判明(住所: 電話:)
仕送り	1. 有り(平成・令和 年 月頃まで) 2. 無し
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1. 有り(平成・令和 年 月頃まで) 2. 無し
警察・親類等への搜索依頼	1. 有り(平成・令和 年 月頃まで) 2. 無し
生活保護	1. 受給中 2. 申請中 3. 受給していない
請求者の離婚の意志	1. 有り 2. 無し 3. 現在はないが将来は考えたい
離婚後の子どもの養育	1. 母親 2. 父親
父親又は母親の酒乱又は暴力行為	1. 有り 2. 無し
父親又は母親が他に異性関係	1. 有り 2. 無し
父親又は母親が犯罪行為	1. 有り 2. 無し
父親又は母親がサラ金業者から借金	1. 有り 2. 無し
父親又は母親がギャンブル狂	1. である 2. でない
父親又は母親の住民登録	1. 有り 抹消予定(令和 年 月 日) 2. 無し
その他参考資料	
上記のとおり、相違ありません。	
令和 年 月 日	
氏 名	
受付年月日	令和 年 月 日
市町村担当者氏名	印

参照条文（ １ ）

○児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

（支給要件）

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。

以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 （略）

２～３ （略）

参照条文（ ２ ）

○児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）

（法第四条第一項第一号ホの政令で定める児童）

第一条の二 法第四条第一項第一号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）が引き続き一年以上遺棄している児童
- 二 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 三 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- 四 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで懐胎した児童
- 五 前号に該当するかどうか明らかなでない児童

（法第四条第一項第二号ホの政令で定める児童）

第二条 法第四条第一項第二号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 母が引き続き一年以上遺棄している児童
- 二 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 三 母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- 四 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 五 前号に該当するかどうか明らかなでない児童

参照条文（３）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（裁判上の離婚）

第七百七十条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

2 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

（裁判上の離縁）

第八百十四条 縁組の当事者の一方は、次に掲げる場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。

- 一 他の一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 他の一方の生死が三年以上明らかでないとき。
- 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。

2 第七百七十条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる場合について準用する。

（特別養子縁組の離縁）

第八百十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

- 一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。
- 二 実父母が相当の監護をすることができること。

2 離縁は、前項の規定による場合のほか、これをすることができない。

参照条文（４）

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、
現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
 - 二 配偶者の生死が明らかでない女子
 - 三 配偶者から遺棄されている女子
 - 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
 - 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
 - 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの
- ２～６ （略）

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号）

（法第六条第一項第六号に規定する政令で定める女子）

第一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）第六条第一項第六号に規定する政令で定める女子は、次に掲げる女子とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
- 二 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの